

平成 27 年度「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」 中間報告概要シート

No.	受託自治体名
	中芸広域連合
事業名	「教育・保健福祉」の連携によるアウトリーチを基盤とする家庭教育支援 ～家庭がつながりやすい地域づくりを目指して～
1. 事業の目的、目指す成果	
<p>高知県東部、中芸地区（奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村）は、人口減少や核家族化、少子化高齢化の進行している中山間地域である。他の地域と同様、血縁・地縁などの地域のつながりが脆弱になり、子育ての知識や技術等が継承されにくいなどの社会的課題もある。また、経済的困窮や世代間連鎖のある虐待（ネグレクトや暴力等）などの保護者自身の養育環境の課題などが複雑に絡み合いながら子育てを行い、育児が困難になりがちな家庭が多い傾向がある。</p> <p>これらの地域に根強く残る課題等により、子育てをする親が孤立してしまい、子どもが基本的な生活習慣や社会性を身に付けるための教育を家庭で行うことが困難な状況が存在している。</p> <p>当自治体では、平成 23 年度から官・民協働で取り組む母子保健を基盤に、教育と保健福祉が連携した子どもの発達を支援する取組を進めてきた。平成 26 年度から当該モデル事業を活用し、子育て支援（子どもの発育・発達の支援）の手法として、「家庭に『療育（※）』を届ける」取り組みを行っている。このことにより、親が子どもの発達特性を理解することや、我が子の特性や発達段階に応じた子育ての知識や技術を身につけることができてきた。また親自身に子どもの特性にあった支援を行うことで、個々の発達の違いによって生じると考えられる親の不安感や孤立感を解消する取組を実践することができてきた。</p> <p>この取り組みを別の表現で言いかえると、前述の様な特性のある家庭に対して、子どもの発達を扱う専門性の高い団体（NPO 職員）が、保護者と日常性のある関係性を築き、身近な存在として関わる支援をすることで、保護者自らが「子どもの発達を一義的に担っている存在である」という自覚を培いながら、子育てへの関心を高め、「力のある家庭」へと改善していく取り組みと言える。</p> <p>なお、これらの取り組みは、家庭への支援活動だけでは効果的に機能せず、保育園や幼稚園、学校といった、子どもを通じて家庭と関係性を持つ教育機関の関係者や、それらを取り巻く地域住民の、子どもや家庭に対する意識や行動の変容が必要になると考えられる。現在教育と保健福祉が連携したしくみづくりを進めており、この取り組みがきっかけとなって、関係者の意識の変容も始まってきていると感じている。</p> <p>これまでの教育と保健福祉の連携においては、児童とその家庭に”何か起きたとき”、つまり顕在化した課題への対応であり、その対応で事態が落ち着けば、教育と保健福祉の連携での家庭教育支援は途切れやすくなっている。本来、顕在化した事態がおさまっただけであり、潜在化しているはずのニーズへの対応（予防的）に家庭教育支援は予防的な支援活動へ移行するはずである。潜在的ニーズとは、子どもの「発達」を軸にした課題であり、それは周囲の環境に左右され、問題行動として「顕在化」してくるものであるととらえている。その「潜在的」な課題解決に向けて、日常性のある継続的な支援体制が必要であり、関係者（専門職）チームの編成を確立し、その上で、地域住民もチームの一員となり、伴走型の支援チーム体制で継続的に関わられる仕組みを構築していくことをめざす。</p>	
2. 事業の概要	
<p>1) 取り組みを支える広域的支援体制</p> <p>①子ども支援部会の開催(教育と保健福祉の連携を支える基盤) (実施回数 5回、延人数 135人)</p> <p>当保健福祉課(事業主体)が事務局となり、5町村の教育長、域内小学校長、保健福祉担当課長、保育・幼稚園長、町教育センター長および民間の子どもの発達支援(療育)の専門団体(以下 NPO 職員)、県教育委員会事務局生涯学習課担当等で構成し、事例の経過やその成果を報告しながら、支援体制の在り方を検討。</p> <p>②訪問型アウトリーチの活動</p> <p><形のある取組み> 新生児訪問、乳幼児訪問(乳幼児健診事後フォロー)</p> <p><形の見えない取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童を抱える家庭への支援⇒学校へ不満を持っているものの、その不満等を学校へ届け 	

- ることが難しい家庭と共に学校へ訪問し話し合いの場を持つ活動を実施した。
- ・学級崩壊により授業が成立しない原因となった児童(全員)を抱える家庭への支援
→学校と保護者を繋ぎながら、良好な関係性を構築しながら、学校へ訪問。個別面談を実施して、相互に課題を共有化することで、解決策を立案し実施した。

【就学児童の支援実績】 対象者数：41名 延訪問および面談回数：92回、ケース会議等：48回

①家庭教育支援チームの編成

子どもや家庭が抱える課題を解決していくために、「家庭・学校・保健福祉」によるチーム編成を進めるために、NPO 職員が調整役となり、家庭、学校、教育委員会及び保健福祉行政などの関係者で家庭教育支援チームの体制を構築するための検討を行った。

②学校(学級)支援

学級崩壊が発生した学級への支援に、NPO 職員が専門性を生かし、子どもの発達課題について家庭や学校と相互に課題を共有し、相互の関係性を調整でき始めた。

③保護者へのヒヤリング

上記の学級崩壊があった学校では、学校(校長と担任教諭)と NPO 職員が保護者への聞き取りを行い、子どもたちの発達課題に応じた生活習慣の習得ができていないことが明らかになってきた。

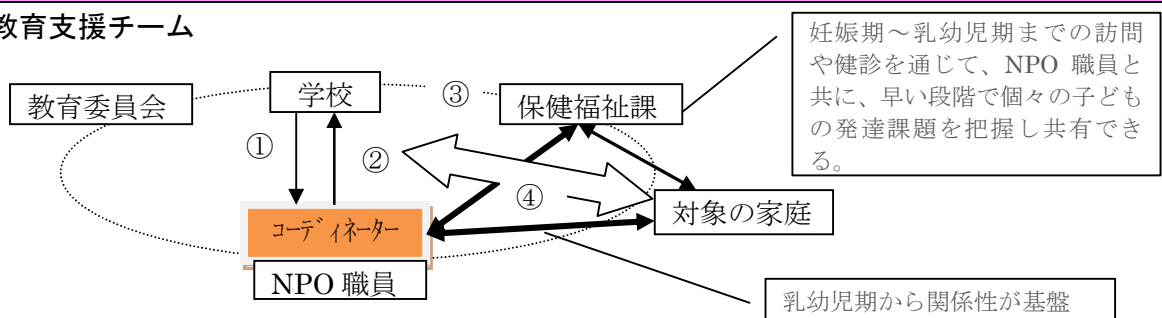
2) 実践モデルの作成

平成 26 年度の実践の結果、子どもを取り巻く関係者(親・学校・教育委員会・保健福祉)の相互の役割の理解を促進する必要性が明らかになった。

上記の実践においては、高知大学教授 内田純一氏に記録や関係者へのヒヤリング等から分析し、関係者の当事者意識の醸成を促し、次モデル「オーダーメイド型支援チーム」を展開していく。

3. 訪問型支援の概要(スキーム、支援の流れ等)

①家庭教育支援チーム



①学校で学級(子ども)の問題が起き、コーディネーターに相談(学校→コーディネーター)

②学校へ出向き、学級への支援とアセスメント。(学校⇄コーディネーター)

③起きている子どものアセスメントをコーディネーターが中心となって実施し、潜在的にもっているその子どもの発達の課題からニーズを明確化し、関係者で共有し、具体的対応方法を検討する。(学校・教育委員会・コーディネーター・保健福祉課)

④保護者との面談を実施し、子どもの発達課題を共有しながら、学校での対応策を提案する。保護者自身のニーズを引き出し、保護者支援の体制を検討する。

(オーダーメイド型支援チームへ)

4. 関係者、団体等との連携・協働体制

【事業全体】

①計画を立てる段階

- ・学校長と担任教諭、教育長、NPO 職員、保健福祉課が、起きている現象とその課題を共有し、NPO 職員の学校への介入についての合意を得る。

②事業を実施する段階

- ・NPO 職員が週 3 回程度、学校の「支援員」としての教員の教育活動を支援しながら、個々の子どものアセスメント(見立て)期的に担任教諭・学校長・NPO 職員とアセスメントの結果に基づいて、話し合い、個々の子どもの課題を共有する。
- ・共有後は、支援方法を具体化し、担任教諭・学校長・NPO 職員が保護者との面談通じて、家庭のニーズを引き出し、学校における対応方法を提案する。

③評価を行う段階

- ・実施後、NPO 職員による面談記録や訪問記録、支援後の関係者(学校長や担任教諭等)へのヒヤリ

ングを高知大学教授 内田純一氏が実施し、それらをデータとする分析評価を行った。

- ・分析結果については、年度最後の第5回子ども支援部会にて、教育長、学校長、保育・幼稚園長、保健福祉担当課長、NPO 職員等で、見えてきた課題や教育と保健福祉の連携(チーム編成)の必要性について共有した。

【訪問型支援部分】

- ①訪問は、必要に応じて、NPO 職員、教育委員会担当、保健師がチームとなって、実施した。
- ②定期的には、保護者を含めた訪問チームと学校(校長、担任、スクールソーシャルワーカー等)が参加し、話し合いを持ったが、個々の役割が発揮できず、物別れに終わることが多く、学校との連携が非常に困難であった。

5. 訪問型支援を行う人材の発掘や養成方法など

訪問型支援では、「家庭」というパーソナルな領域に対して、継続的に影響を与えていく能力が支援者に求められる。また、一般的に、子どもとその家庭に”何か起きたとき”の支援活動では「介入」という感覚が保護者に生まれ、他者の意見や助言を受け入れにくくなり、保護者に「障壁」ができてしまう。

そのため、支援者には、子どもの発達に対する高い知見や保護者、地域についての理解を基底に、保護者(主に母親)の「発達(人生)」に触れるような関係性を、個々の家庭(保護者)の特性に合わせて築くと共に、”何か起きたとき”に保護者の障壁の内側に入り(寄り添い)、障壁を下げる高度な能力が求められる。なお、保護者の特性や場面にあわせて適切な距離間を保つ能力も必要な資質としてあげられる。

このような人材の養成は難しいと考えるが、支援者自身の個性やキャリアに依存しながらも、家庭等への訪問時に同行したり、関係機関とのミーティングや幅広い人脈から情報収集や共有などを通じてOJT的に身に付けることができると考える。なお、保護者や地域への理解を進めるための基盤・基本づくりのために、社会教育主事講習などの受講もとり入れている。

6. 得られた成果・得られなかった成果

【得られた成果】

- これまでの取組は、子どもとその家庭(保護者)に“何か起きたとき”、つまり、顕在化した課題の対処であり、その対応が落ち着けば(または、学校では学年が変われば)、家庭教育支援は途切れやすくなっていた。この状態は、本来、顕在化した事態が収まっただけであったが、教育と保健福祉が連携することで、潜在化しているはずの事象やニーズに対して予防的な支援活動へと移行できると考える。
- なお、「潜在的ニーズ」とは、子どもの「発達」を軸にした課題であり、その課題解決に向けて、日常性のある継続的な支援体制を関係者(専門職)チームで編成し、その上で、地域住民もチームの一員となり、伴走型の支援チーム体制で継続的にかかわることができる仕組みを構築することが可能になると確認することができた。
- 子どもが起こす問題行動(不登校を含む)に関して、これまで家庭環境を問題にしてきており、そのアセスメントの下で、支援方法を実施する傾向が強かった。しかし、該当する子どもの発達課題に注目することで、保護者・学校・教育行政・保健福祉等の関係者が並列(横並び)の関係で、支援を行うことが可能であることが分かってきた。
- 子どもの発達課題を解決するために「療育」という専門性の高い手法を家庭教育支援の手立てとして取り入れることで、家庭を責めない支援活動を展開することができることがわかってきた。
- 就学前の子どもの発達状況や課題、それに伴う子育ての苦労を保護者と共にしてきた保健福祉分野(NPO 職員を含む)との情報を保護者と共有していることで、問題が顕在化したときに、保護者の学校に対する負の感情を緩衝することができ、保護者自身も客観的に子どもの発達課題に向き合うことができるようになってきた。
- 教育(教育行政と学校)と保健福祉(福祉行政と NPO 職員)が保護者と面談することによって、それぞれの役割機能が違うことを相互に理解することができ、学校が抱え込みがちになる問題を解消(軽減)することができたケースがあった。

【想定していたが得られなかった成果】

- 不登校児童への支援事例であるが、保健福祉分野においては、学校で起きる子どもの問題において、保護者側に立った見立てで支援が始まるものの、学校に配置されるスクールソーシャルワーカー等は学校側の立場で保護者に介入する傾向がある。そのため、学校と保健福祉の双方の関係者間に見

解の相違が生まれ、支援のための距離が縮まらず、感情的なしこりとなり、学校と保健福祉が連携した継続的支援のチーム編成に至らなかったケースがある。

○学校が、家庭への教育的支援活動の必要性を認識したうえで、できることの限界を感じてはいるものの、保健福祉分野、特に民間の専門性の高いNPO職員を投入することに対して抵抗があり、相互の理解を図ることに1年を要した現状があり、地域住民を巻き込んだチーム編成までに至らないケースがあった。

7. 事業を通して見えてきた課題

【課題1】

家庭を訪問し、個別課題について適切なアドバイスを行うとともに、必要に応じて、該当家庭と関係機関（学校や教育行政）との関係性を調整するための機能が効果的に働いていない。

【課題2】

チームの位置づけやチーム員の身分が曖昧であり、また、教育行政側が、学校や家庭に取り組みの意義や目的などを説明し理解を得ることができず、関係者相互の十分な信頼関係を構築できなかったため、支援(訪問等)に至らなかったケースも多い。(※学童期における支援では、教育行政や学校が主導で、家庭教育支援チーム等を「地域人材」として活用する必要があるが、できなかった。)

【課題3-①】

学校や福祉部局等関係機関と家庭に関する情報を共有し、事前にアセスメントを実施する体制が整っていない。

【課題3-②】



問題を抱える家庭の状況把握や情報分析、具体的な支援計画の企画立案など、効果的なアウトリーチ支援のプロセスやシステムを確立するためには、関係者間の理解が不十分である。

8. 平成26年度の実践を踏まえた今後の展開の具体的な方針・戦略

「実践例」から見ていると、課題3-①が重要なポイント！

H26年度の実践から、子どもの発達や家庭教育の課題において、それらの問題が顕在化した場合のみ、緊急・避難的に支援が入るが、年度が変わり、学校の組織体制や担任が変われば、学校側に課題を共有する相手が不在になることが多々あり、なんとなく課題を解決しないまま、「終了」となるパターンが現状である。

→子どもの発達を保障してゆくためには、「課題が顕在化」した時の緊急・避難的対応でなく、子どもの発達を軸とした課題の共有化が日常的に図られるべきであり、学校・福祉部局等関係機関と情報を確認していく体制が必要である（課題の共有化）



「教育・保健福祉」の連携による
アウトリーチを基盤とする家庭教育支援
～家庭がつながりやすい地域づくりを目指して～



中芸広域連合保健福祉課

1. はじめに

高知県の現状

■ 少子高齢化が先行

- 人口81万人、出生率(46位)、年少人口(45位)、
- 老年人口割合(3位):全国より約10年先行

■ 典型的な過疎と過密

- 高知市へ一極集中(31/81万人:4割) 無医地区数52
- 森林面積割合(1位)、人口密度(43位)、可住地面積割合(47位)

■ 経済基盤が弱い

- 県民所得(43位)、完全失業率(6位)、生保被保護者数(3位)
- 財政力指数(47位)
- 家族等の変化
- 核家族世帯割合(23位)、高齢者単独世帯割合(2位)
- 女性就業者比率(19位)、離婚率(7位)

中芸の特性

総人口 約11,923人
出生数 70人(H24年度)
高齢化率 39.8%

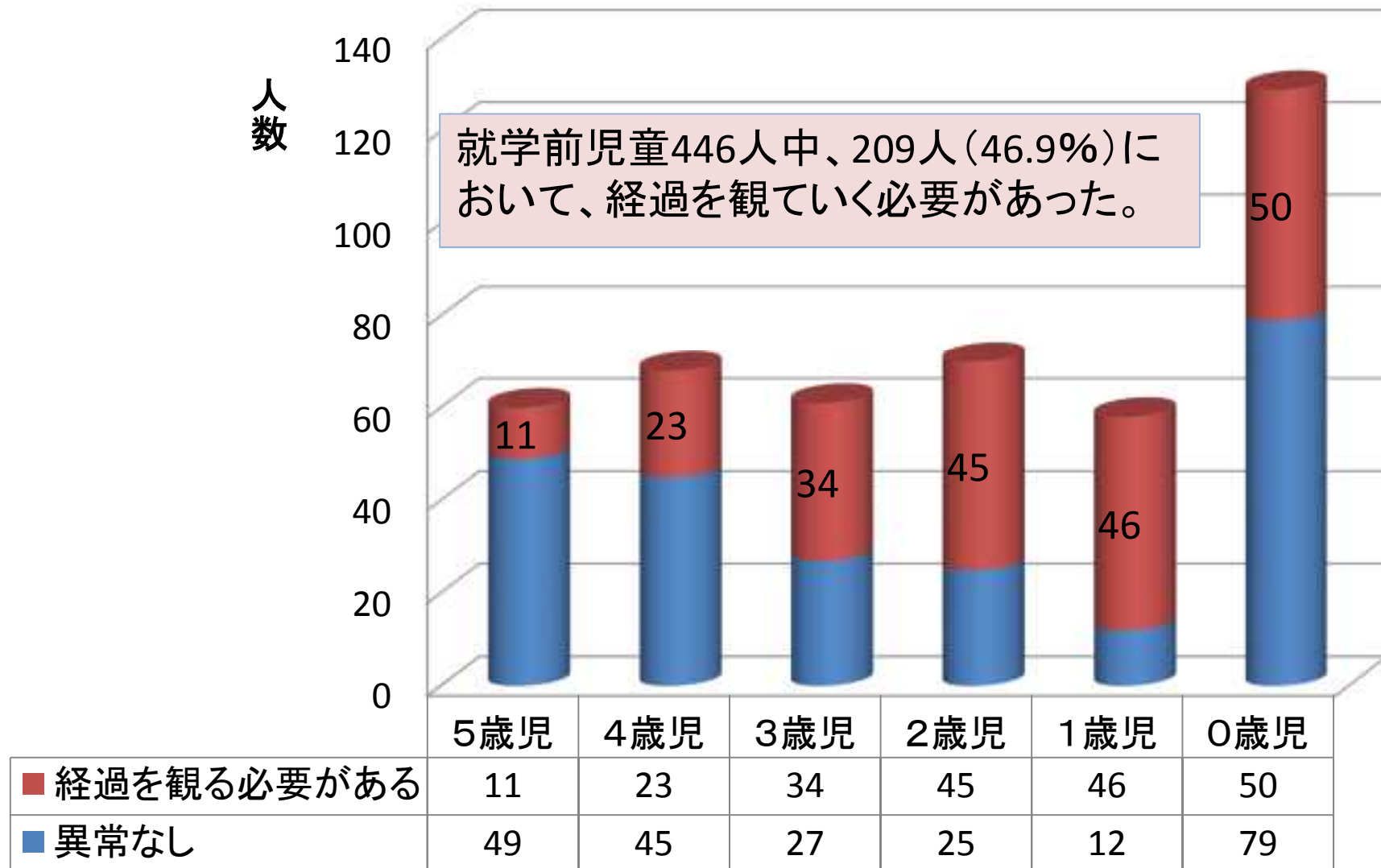
H22年国勢調査より
生産年齢人口(15~64歳):6,040人
無業者数 991人(16%)

2. 中芸の子どもたち

- 就学前の子どもの約4割は、何らかの発達課題を有しており、早期から継続した支援を要しているが、その多くは、家庭教育に関係する何らの課題がある。
- 小学校では、学級運営に困難さを抱え、中学校でも問題行動等が多い傾向がある。

2. 中芸の子どもたち

— 中芸地区における就学前児童の現状 —





その背景には...

3. 中芸の家庭状況

— 中芸の妊婦の現状 (H24年度) —

- 妊婦届出数 84人
- シングルマザー妊婦 4人(5%)
- 就労状況 70%
- 核家族 83%
- 低出生体重児 10人(13.9%)
うち超低出生体重児 2人
- 受診医療機関
- 安芸医療圏域(1医療機関) ……20%
- その他の医療圏域 ……80%

- 医療機関の妊婦教室参加状況(聞き取り20人)
- 参加率 45%
- 参加しない理由…90%が「遠い」「日程が合わない」

3. 中芸の家庭状況

【H25年度】

中芸のママたちの子育ての現状（聞き取り調査）①

「産前産後のイメージが違ふと感じる」 70%

- 想像よりしんどい （46%）
- 赤ちゃんは寝ていると思っていた （10%）
- 空腹時しか泣かないと思っていた （4%）



3. 中芸の家庭状況

【H25年度】

中芸のママたちの子育ての現状（聞き取り調査）②

離乳食づくりが大変！

座って食べることができない
食ベムラがある
自分でいつも食べないので食べさす

子どもの発達が心配・・・

自分の時間が欲しい
家事や育児の負担
子どもへの接し方がわからない
子どもの成長と共にイライラ感・・・

母親の
自己肯定感が低い

3. 中芸の家庭状況

～中芸のママたちからみえてきたこと～

- 大人の生活のリズムが中心となるため、子どもの生活リズムがつきにくく、食事回数や量に影響している。
- 母親の「生活体験」や「コミュニケーション能力」の乏しさがああり、生活に関することをはじめ、調理能力も低く、基本的なことから情報提供が必要となってきたている。
- 母親の判断の弱さや生活のしづらさのある保護者は、困ったことを表出できていない。
- 子どもの発達を促すために経験が必要なことが理解できず、生活習慣が身に付きにくくなっている。

3. 中芸の家庭状況

【21年度 子育て世代の女性の健康アンケート】からみえてきたこと

子育て中の母親の健康

- 育児や仕事、人間関係でストレスを感じる
- 育児や家事や仕事のため、熟睡感がない
- 余暇に運動をする習慣がない
- 健康のためによい生活習慣が大切だと思うが、続けることは難しい
- 自分自身の体や心の変化がある
- 10代からの喫煙経験者が多い



30歳代の女性でパート勤務、
幼児2人と夫の4人暮らし

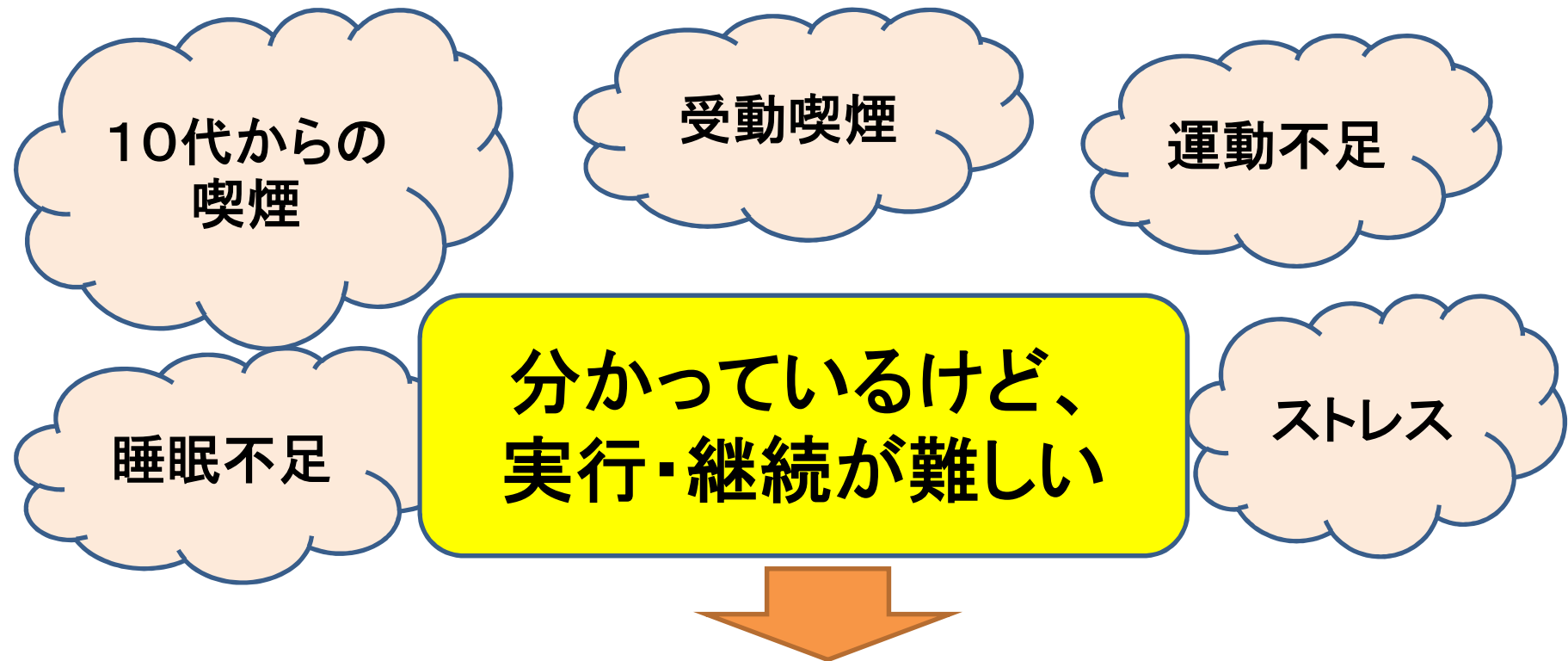
100%近くの母親が
思っていること…

- 周囲の大人の生活習慣が子どもに影響を与えていると思っている
- 自分の子どもによい生活習慣を身につけたい

分かっているけど、実行・継続が難しい

3. 中芸の家庭状況

—アンケートの考察—



学校・地域・関係者が、共に、
継続して関わるしくみが必要

4. 現状からみえてきた課題

【家庭教育支援の在り方】

従来の母子保健の限界

- 従来の公的な母子保健事業の考え方や展開だけでは、母親の気がかりや困りごとに対応しきれておらず、限界。

【地域のつながりの在り方】

日常的な学びの機会の少なさ
～「当たり前」の変化(劣化)～

- 以前は日常生活の中で学ぶ機会があったり、生活の中で解決する機会があった。
- 母親に必要な情報や技術を伝え、発達を支援する機会としては乏しい。

5. 課題解決(改善)のために

学校・地域・関係者が、共に、
継続して関わるしくみが必要

まずは、ハードルの低い相談体制づくり
～家庭教育支援～

- ☆伴走型の支援体制
- ☆地域づくり 主体的な住民活動

6.「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」

26年度事業の概要①

1)教育・保健福祉・民間団体(NPO)の連携の仕組みの構築

子ども支援部会の開催(実施回数 5回、延人数135人)

【事務局】 中芸広域連合保健福祉課(事業主体)

【構成】 5町村の教育長、域内小学校長、保健福祉課長、
保育・幼稚園長、町教育センター長および民間の
子どもの発達支援(療育)の専門団体
県教育委員会事務局生涯学習課担当等

【概要】 ・各事例の経過やその成果の報告
・支援体制の在り方の検討及び取組

6. 「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」

26年度事業の概要②

2) 訪問型アウトリーチの活動

＜支援実績＞ 対象者数:41名 延訪問および面談回数:92回、ケース会議等:48回

①家庭教育支援チームの編成

子どもや家庭が抱える課題を解決していくにあたり、「家庭・学校・保健福祉」が連携したチーム編成を進めるために、NPO職員が調整役となって、家庭、学校、教育委員会及び保健福祉行政などの関係者で、家庭教育支援チームの体制を構築するための検討や活動を行った。

②学校(学級)支援

学級崩壊が発生した学級に対して、NPO職員が専門性を生かした支援を行うことにより、学校と家庭が子どもの発達課題を共有し、相互の関係性を調整することができ始めた。

③保護者へのヒヤリング

学級崩壊があった学校で、学校(校長と担任教諭)とNPO職員が保護者への聞き取りを行った結果、子どもたちに発達課題に応じた生活習慣の習得ができていないことが明らかになってきた。

6. 「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」

26年度事業の概要③

3) 実践モデルの作成

平成26年度の実践の結果、子どもを取り巻く関係者(家庭・学校・教育委員会・保健福祉行政)の相互の役割について理解を促進する必要性が明らかになった。

上記の実践においては、高知大学内田純一教授が、記録や関係者へのヒヤリング等から分析を行い、関係者の当事者意識の醸成を促しながら、次モデル「オーダーメイド型支援チーム」を展開していく。

得られた成果

○これまでの取組は、子どもとその家庭（保護者）に“何か起きたとき”、つまり、顕在化した課題への対処であり、その対応が落ち着けば（または、学校では学年が変われば）、家庭教育支援は途切れやすくなっていた。この状態は、本来、顕在化した事態が収まっただけであったが、教育と保健福祉が連携することで、潜在化しているはずの事象やニーズに対して予防的な支援活動へと移行できると考える。

○なお、「潜在的ニーズ」とは、子どもの「発達」を軸にした課題であり、その課題解決に向けて、日常性のある継続的な支援体制を関係者（専門職）チームで編成し、その上で、地域住民もチームの一員となり、伴走型の支援チーム体制で継続的にかかわることができる仕組みを構築することが可能になると確認することができた。

○子どもが起こす問題行動（不登校を含む）に関して、これまで家庭環境を問題にしてきており、そのアセスメントの下で、支援を実施する傾向が強かった。しかし、該当する「子どもの発達課題」に注目することで、保護者・学校・教育行政・保健福祉等の関係者が並列（横並び）の関係で、支援を行うことが可能であることが分かってきた。

得られた成果

○子どもの発達課題を解決するために「療育」という専門性の高い手法を家庭教育支援の手立てとして取り入れることで、家庭を責めない支援活動を展開することができるようになってきた。

○就学前の子どもの発達状況や課題、それに伴う子育ての苦勞を保護者と共にしてきた保健福祉分野(NPO職員を含む)との情報を、保護者と共有していることで、問題が顕在化したときに、保護者の学校に対する負の感情を緩衝することができ、保護者自身も客観的に子どもの発達課題に向き合うことができるようになってきた。

○教育(教育行政と学校)と保健福祉(福祉行政とNPO職員)が保護者と面談することによって、それぞれの役割機能が違うことを相互に理解することができ、学校が抱え込みがちになる問題を解消(軽減)できたケースがあった。

想定していたが、得られなかった成果

○不登校児童への支援事例であるが、学校で起きる子どもの問題について、保健福祉分野においては、保護者側に立った見立て支援が始まるものの、学校に配置されるスクールソーシャルワーカー等は学校側の立場で保護者に介入する傾向がある。そのため、学校と保健福祉双方の関係者間に見解の相違が生まれ、支援のための距離が縮まらず、感情的なしこりとなり、学校と保健福祉が連携した継続的な家庭教育支援のチーム編成に至らなかったケースがある。

○学校が、家庭への教育的支援活動の必要性を認識したうえで、できることの限界を感じてはいるものの、保健福祉分野、特に民間の専門性の高いNPO職員を投入することに対して抵抗があり、相互の理解を図ることに1年を要した現状があり、地域住民を巻き込んだチーム編成までに至らないケースがあった。

見えてきた課題

【課題1】

家庭を訪問し、個別課題について適切なアドバイスを行うとともに、必要に応じて該当家庭と関係機関との関係を調整するための機能が効果的に働いていない。

【課題2】

チームの位置づけやチーム員の身分が曖昧であり、また、教育行政側が、学校や家庭に取組の意義や目的などを説明し理解を得ることができず、関係者相互の十分な信頼関係を構築できなかったため、支援（訪問等）に至らなかったケースも多い。（※学童期における支援では、教育行政や学校が主導して、家庭教育支援チームなどを「地域人材」として活用する必要があるが、できなかった。）

【課題3-①】

学校や福祉部局等の関係機関が家庭に関する情報を共有し、事前にアセスメントを実施する体制が整っていない。

【課題3-②】

問題を抱える家庭の状況把握や情報分析、具体的な支援計画の企画立案など、効果的なアウトリーチ支援のプロセスやシステムを確立するためには、関係者間の理解が不十分である。

家庭教育支援チームの特色

- 官民協働で取り組む母子保健が基盤
- 子育て支援(子どもの発育・発達の支援)の構造として、『療育』の要素^(※)を取り入れた。

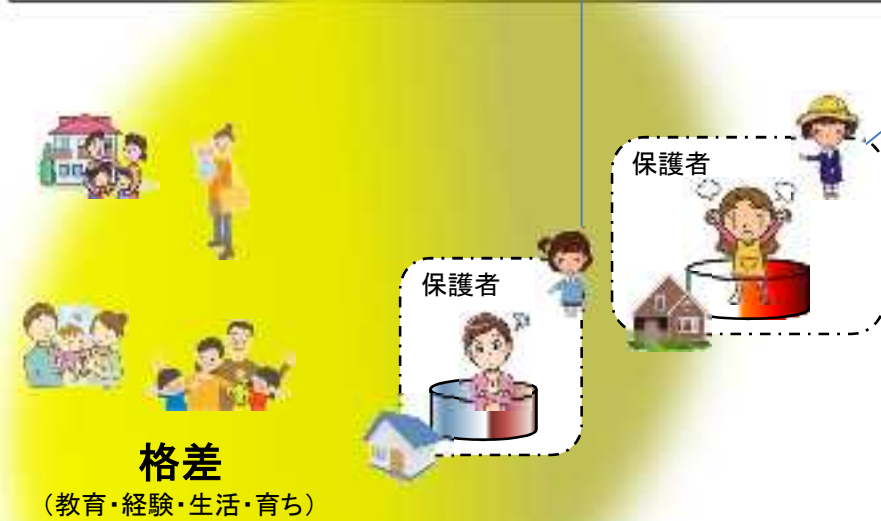
※『療育』とは、親が子どもの特性に合った支援を受けることで、子どもの特性や発達段階に応じて子育ての知識や技術を身に付けること。

- 「家庭環境」を問題にせず、「発達」^(※)を軸にして保護者と一緒に課題解決に取り組める体制をとった。

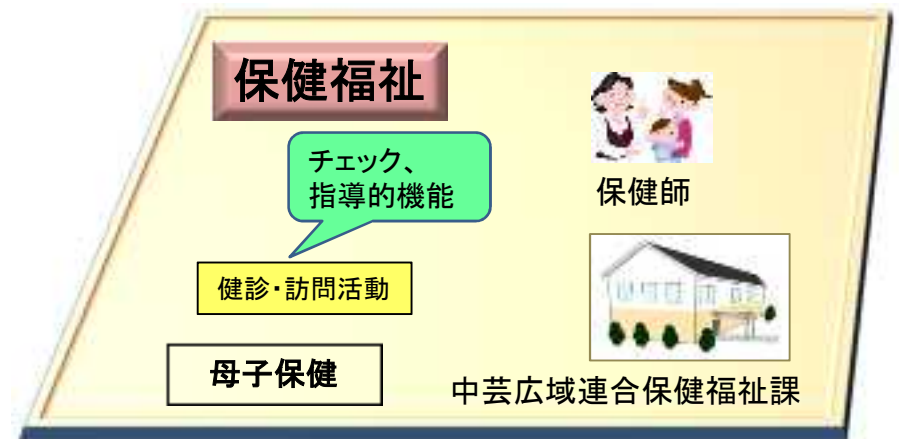
※「発達」の捉え方

- ① 一般には「精神発達が遅れている」という表現が意味するもの→『知能』
- ② 生まれた時には獲得されていないが、大人になるまで(発達の過程)に開発されていく能力
→人と相互にかかわり、場にふさわしい行動を取る能力 「社会性」
→相手との相互的なコミュニケーションを楽しみを発展させていく能力 「コミュニケーション能力」
→臨機応変に事態に対処する能力(思考と行動の柔軟性) 「イマジネーション」 など

「教育・保健福祉」の連携によるアウトリーチを基盤とする家庭教育支援(イメージ) **before**
 ~家庭がつながりやすい地域づくりを目指して~

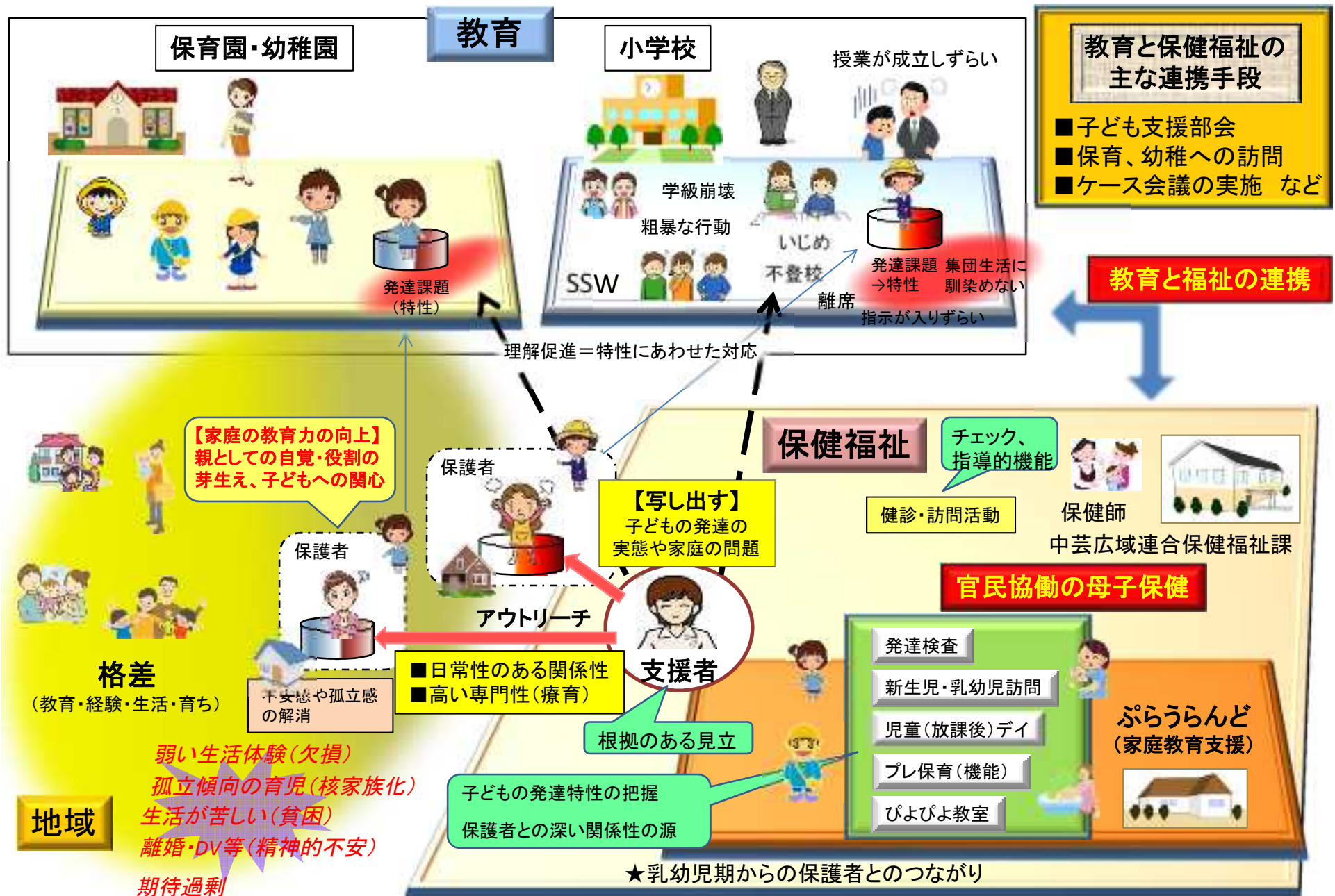


- 地域**
- 弱い生活体験(欠損)
 - 孤立傾向の育児(核家族化)
 - 生活が苦しい(貧困)
 - 離婚・DV等(精神的不安)
 - 期待過剰



「教育・保健福祉」の連携によるアウトリーチを基盤とする家庭教育支援(イメージ)
 ~家庭がつながりやすい地域づくりを目指して~

after



7. 取組を通じて...

相談体制として

キーワードは、
「日常性」と「専門性」

- 母親の「発達(人生)」に触れるような関係性が必要になってきている。
- これまでの「相談」は、「何か起きたとき(顕在化)」への対応でよかったが、潜在的な課題に、継続的に寄り添うことが必要になってきている。
- 具体的な生活(子育てを含む)に寄り添った支援

8. 今後の展開

H26年度の実践から、子どもの発達や家庭教育の課題において、それらの問題が顕在化することによって、緊急・避難的に支援が入るが、年度が変わり、学校の組織体制や担任が変われば、学校側に課題を共有する相手が不在になることが多々あり、なんとなく課題を解決しないまま、「終了」となるパターンが現状である。



子どもの発達を保障してくために、「課題が顕在化」した時の緊急避難的対応でなく、子どもの発達を軸とした共有化が日常的に学校・福祉部局等関係機関と情報確認していく体制が必要である(課題の共有化)

8. 今後の展開

家庭

愛着(自己肯定力)
生活習慣の確立

■家庭教育の現状

- 家庭の孤立化・困難な課題を抱え込む家庭の増加・児童虐待など問題が深刻化。
- 子育ての自信や対処能力の不足、発達段階に応じた子どものかかわり方がわからない。
- 引きこもりなど、子どもの社会性や自立心が育ちにくい。
- 核家族化等により、子育ての知識が世代間で継承されにくくなっている。

家庭の教育力の変化
(多様化)

ぴよぴよ教室、プレ保育、赤ちゃん食堂、どよう教室

妊娠期からの関わりスタート

妊婦の全戸訪問

育児体験学習

出産後の生活や育児がイメージできるように準備することのことができるような機会の確保
地域－妊婦－先輩ママとの交流で関係性をもつ

専門職による子ども発達相談 小集団保育(プレ保育/寺子屋)

家庭教育支援で地域づくり

交流を通して、地域住民に現状を知ってもらい、家庭ではできない役割を地域が担うことができるような地域づくり
(オーダーメイドの家庭教育支援)

- ・家庭的な雰囲気の中で、子ども同士が集団の中で育ちあうことができる機会の確保・生活習慣が獲得できるように日常的に支援をスタート
- ・育児技術の伝承
- ・未診断でも気になる段階から早期に療育的な支援を開始

8. 今後の展開

地域

社会力(つながり)

■近年の社会的状況等

- 人と人がかかわりを持つ機会が減少(人間関係が希薄)し、**人とつながる力**が発達しづらい社会になっている。
- 子ども同士のふれあいや、自然体験の機会が減少している。

地域の教育力の低下

巡回相談支援事業、放課後等デイサービス、日中一時支援事業、長期休暇支援事業
親の就労支援

住民による「こども応援団」

夏休みの小学生の地区活動を応援！

これからなんです！
ここからなんです！

プレ保育卒業ママたちの力を地域に発揮！

今秋から、ぷらうらんど(NPO法人)と共に「公民館活動」を学習し、人材育成を行う予定！

～福祉団体による民営公民館～
家庭教育支援

「ぷらうらんどkouminkan」構想

補足

高知県 中芸地域における教育・保健福祉・民間団体(NPO)の連携による子どもの発達を保障しようとする取組 ～ 考え方と仕組み ～

子どもの発達



社会性

コミュニケーション能力

イマジネーション

学校

学力(学ぶ力)

■学校における諸問題

- 子どもの問題行動等
暴力行為、いじめ、不登校、中途退学
学級崩壊等。
※子どもの問題行動等の課題と生活習慣との関係が指摘されている。

地域

社会力(つながり)

■近年の社会的状況等

- 少子・高齢化、核家族化、都市化の進行、科学技術の発展等に伴い、人と人が関わりを持つ機会が減少(人間関係が希薄)し、**人とつながる力**が発達しづらい社会になっている。
- 子ども同士のふれあいや、自然体験の機会が減少している。

家庭

愛着(自己肯定力)

■家庭教育の現状

- 子育ての自信や対処能力の不足、発達段階に応じた子どものかわり方がわからない。
- 家庭が孤立化が進み、困難な課題を抱え込み、児童虐待など問題が深刻化。
- 引きこもりなど、子どもの社会性や自立心が育ちにくい。
- 核家族化等により、**子育ての知識が世代間で継承されにくくなっている。**(親自身の成長も難しい)

地域づくり

地域の教育力の低下
(つながり・絆)

家庭の教育力の変化
(多様化)

学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくり
(学校支援地域本部・放課後子ども教室)

地域ぐるみで子どもの育ちを支援する

学校教育

社会教育

家庭教育支援
学校連携・アウトリーチ

子育て支援

保健福祉

教育委員会

福祉部局

中芸広域連合障がい者自立支援協議会 子ども支援部会

【委員】

各教育長、小中学校長、幼稚園保育園長、保健福祉担当課長、教育センター長、県福祉保健所、民間(NPO)、県障害保健福祉課、県教育委員会(生涯学習課)

障がいのある子ども
↓
すべての子どもの
発達を協議(保障)

自由度の高い自発的
公益的な活動が可能

基本的な生活習慣の獲得に向けて ～官・民協働で取り組む母子保健～

0～2歳児

新生児訪問

乳幼児訪問

乳児健診

赤ちゃん食堂

1.6歳児健診

ちびっこレストラン

ぴよぴよ教室(集団親子教室)

3歳児

3歳児健診

5歳児

発達検査
& 相談

学校ごっこ

プレ保育(一時預かり・小集団療育)

保育所等巡回相談事業

平成 27 年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究
～訪問型家庭教育支援手法について～」

1. 趣旨・目的

平成 24 年度文部科学省調査では、地方自治体における家庭教育支援の課題として「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」の割合が最も高く、国として家庭や親へ届ける支援（アウトリーチ型支援）の手法について検討していく必要がある。

このため、全国で実施されている、訪問型家庭教育支援手法について実態把握を行うとともに、実態に基づき支援を行うのに必要な知見を整理し、訪問型家庭教育支援を行うためのマニュアル案及び養成講座案の開発を行う。

2. 委託先

公立大学法人大阪府立大学

（一般競争入札（総合評価落札方式）により決定）

3. 今後のスケジュール

平成 27 年 10 月～11 月 文献・事例調査

11 月 27 日（金） 第 3 回検討委員会

平成 28 年 1 月 マニュアル（案）及び養成講座（案）の素案作成

第 4 回検討委員会

3 月 18 日（金） 最終版の納品

※本調査研究は、文部科学省が開催する「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」の意見・助言を得て実施し、詳細は文部科学省と相談する。

平成 27 年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～訪問
型家庭教育支援手法について～」
事業計画書（抜粋）

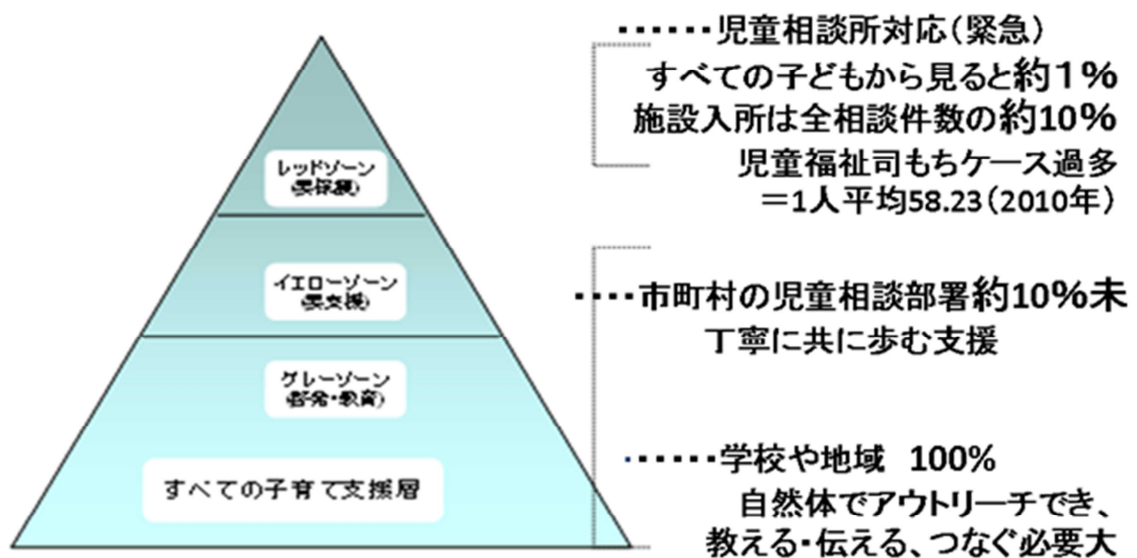
(1) 調査研究の趣旨

全国で実施されている訪問型家庭教育支援手法について実態把握を行うとともに、実態に基づき支援を行うための必要な知見を整理し、訪問型家庭教育支援を行うためのマニュアル及び人材養成講座の開発を行う。

(2) 現代の家庭教育とその支援の課題

平成 23 年度の家庭教育支援の推進に関する検討委員会で作成された報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」は、多様化する家族、子育て家庭の社会的孤立、子どもの育ちが難しくなっている社会を指摘している。厚生労働科学研究のある地域の全数把握に近い健診時の調査（原田 2004）は、子育てに不安を感じる親が子どもの年齢が 1 歳半から 3 歳と大きくなるにつれ、3 分の 1 から半数近くにのぼり、4 か月の赤ちゃんがいる親では、3 分の 1 が地域と簡単な会話や交流すらないという結果も示している。そして、これらの育児負担感を持つ親が、不適切な養育につながりやすい（山野 2005）という結果も示されている。こうした数値から、課題や困難を抱える家庭が決して一部の家庭ではないことがわかるが、これらの層に児童相談所や市町村児童福祉部門が対応できるわけではない（図 1）。

図 1 関係機関による対応範囲の違い



このように家庭教育が困難になっている実態から、特別なことではなく、すべての家庭に必要な支援が届くこと、そのためには多様な世代がかかわり合う社会で子どもの育ちを支えることの重要性が指摘されている。つまり、届ける支援の工夫やひとりもこぼさないような仕組み、幅のある連携やチームのあり様が、非常に重要になってきているといえよう。

平成 24 年度文部科学省委託調査研究「地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」では、地方自治体における家庭教育支援の課題として、「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」と答えた自治体の割合が最も高かった。これは、平成 22 年の調査と同様の調査結果であり、さらにより際立った結果であった。児童虐待の増加、子どもの貧困の割合の高さが明らかになってきた昨今、より重要な課題になっているともいえる。

(3) 調査研究の目的

そこで、地方自治体において訴えのない家庭や親に広い意味でこちらから届けるアウトリー

チ型支援についてさらに検討していく重要性が示された。それは、端的にいうと、ホームビジット型またはホームビジット型支援の手法でもある。

しかし、そのノウハウは明確化されておらず、それぞれが手探りの状態である。訪問型家庭教育支援に携わるメンバーがどのように体制を作り動いていけば効果的であるか、どのように家庭教育支援にあたる人材を養成していけばよいのか、明確化されていない。

こうした状況をふまえ、本調査研究では、全国で実施されている訪問型家庭教育支援手法について実態把握を行うとともに、実態に基づき支援を行うための必要な知見を整理し、訪問型家庭教育支援を行うためのマニュアル及び人材養成講座の開発を行う。

【参考文献】

原田正文ほか（2004）「児童虐待発生要因の構造分析と地域における効果的予防法の開発」『平成 15 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究所保護事業）報告書』。

山野則子（2005）「育児負担感と不適切な養育の関連に関する構造分析」『平成 16 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究所保護事業）報告書』 118-37.

（4）調査研究計画

調 査 研 究 の 内 容
<p>（1）調査業務の企画内容</p> <p>A. 訪問型家庭教育支援の実態調査とマニュアル開発</p> <p>① 実態調査の対象</p> <p>訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チームの現状は、次のように把握できる。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 20 年度文部科学省における「地域における家庭教育支援基盤形成事業」が開始され、家庭教育支援チームが最も多く設立された。・平成 21 年度「家庭教育相談体制充実事業」となり、訪問型家庭教育支援チームを設置し、家庭や企業を訪問して家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談対応が行われた。平成 21 年訪問型家庭教育支援チームの取り組み事例集（平成 22 年 7 月文科省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室作成）において、全国 131 チーム（うち 51 チームが登録）を掲載している。・平成 22 年から「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」として補助事業によるチームが 327 チーム、うち訪問型家庭教育支援の実施が 283 チームという数値である。 <p>これらのチームに加え、独自財源で活動を行っているチームも含めて「平成 27 年度訪問型家庭教育支援チーム実態調査・事例調査」を行い、総合的な状況をふまえて、新たな枠組みを提案する。</p> <p>② 調査設計における仮説</p> <p>チームのあり方は、構成員として保健福祉部局、教育部局、市民などのどこが中心になっていて、何を目的に実施しているのかによって変わる可能性がある。調査結果からこうした実態を抽出するうえでの仮説として、以下の表 1 のような支援モデルと支援方法マトリックスが描けるのではないかと考える。これをチームの目的ごとにクロスすることで、目的に応じて必要となる支援のパターンを明らかにする。</p> <p>（以下の目的や対象は、すでに今までの文部科学省の家庭教育支援チームに関する報告書から拾い出したものである。）</p>

目的：①親の相談相手、②子どもへの直接支援（学習支援など）、
 ③不登校等具体的な課題に取り組む、④親同士のつながりを創る、
 ⑤地域の交流を活性化する
 子どもの年齢：①乳幼児、②学童、③中学生、④青少年（高校生・若者）
 内容：①要項などの根拠や守秘義務などの規定
 ②経路（どうしてつながったか）から介入（出向く）までのプロセス
 ③関係機関とのつながり方（直接的：事例の連携、間接的；報告会の定例化など）

以上の内容の詳細が、以下の類型ごとの分析によって明確にする。

表1 予想される類型と特徴のマトリックス

チームのタイプ		市民型 (NPO等)	教育行政型	保健福祉 協働型
事業担当	生涯学習担当			
	学校教育担当			
	保健・福祉部局担当			
場 所	学校			
	公民館			
	教育事務所等機関			
	福祉機関			
所 持	講座を行っている			
	子どもや保護者が集まる拠点 を持っている			
対 象	保護者（幼・小・中・青）			
	子ども（幼・小・中・青）			
対象層	全ての保護者（100%）			
	課題のある家庭（15%）			
	困難家庭（5%）			
方 法	心理的アプローチ（直接支援、 カウンセリング）			
	福祉的アプローチ（調整、介入）			
	保健的アプローチ（直接）			
調整者	専門職			
	非専門職			
訪問員	専門職			
	非専門職			
家庭内 での支援	教育・生活指導			
	心理的治療			
	家事・育児支援			
	傾聴のみ			
連 携 (メンバー、 連絡会有無等)	教育行政			
	保健・福祉行政			
	民間団体			
機 能	調整者の養成・研修・S V			
	訪問員の養成・研修・S V			
評 価	事業評価			
	支援内容評価			

③ 支援マニュアルの開発

調査分析の結果をふまえ、目的に応じて、あるいは自治体の規模やチームの体制による支援のパターンから、何を準備すればいいか、どのように動けばいいか、実践家にとってわかりやすく導かれる支援マニュアル案を作成する。これは今まで実態調査はなされてきたが、明確に分析、分類、されてはいないため、家庭教育支援として初めての成果物になる。

オリジナルとして、平成 23 年度に作成された「つながりが創る豊かな家庭教育」において記述されている「多様な世代がかかわり合う社会で子どもの育ちを支える」仕組みを作る 1 つの手立てになるような視点を取り入れる。それは、必ずしも専門性が高いわけではないメンバーを中心とした家庭教育支援において、緩やかに関係機関とつながる仕組み、専門性が高くないからこそ予防的に発見できる、SOS をつなぐ仕組みなど考慮する。また、すでにチームが持っているノウハウや活動場所などを活かし、あるいは他行政の持つ制度やノウハウを活用して有効に機能するよう示すことを視野に入れている。これらは、人材養成講座の開発とともに今後の家庭教育支援の方向性に大きな影響をもたらすものと考えられる。様式 3 から、申請者たちは、それが可能な実施体制と実施メンバーで構成している。

表 2 支援マニュアル案の構成

項目	細目
1 訪問支援の定義・意義・活動・類型	
2 訪問支援の規定と研修	規定 ----- 人材のリクルートと研修
3 支援の基本	援助プロセス（アセスメント手法） ケース会議の方法 様式 訪問員、CD、SV の役割
4 家庭教育支援チームが持つ資源（講座、集う場）を活用した支援	「場」となり得る事業等 地域資源 資源間の連携と体制作り
5 家庭内での支援	訪問支援の意義 支援員の役割 訪問支援の目的と方法 支援上の留意点
6 他機関につながる仕組み	
7 訪問支援の今後の課題	

B. 実態調査と人材養成講座の開発

訪問型家庭教育支援チームの運営および人材の養成には、訪問型家庭教育支援手法の実態把握と求められるべき当該の発展的機能の検討に基づき、必要とされる知識、技能、態度などの学修内容を体系的に整理し構造化する必要がある。さらに、主体的な学びと確かな内容の習得と定着を助ける講座内での方法と OJT と Off-JT の関係など、現任者の養成・研修の場のあり方を明確化することが必要である。

他方で、こうした人材養成は、養成、採用、研修の 3 つのフェイズが適切に一貫化されるとともに、「学び」と「活用（実践）」が単線的に 1 サイクルで完結してしまうのではなく、経験や課題に応じて、複線的に「学び」と「活用（実践）」が繰り返される「スパイ

ラル型」のシステムを設定することが、訪問型家庭教育支援の手法を実質化していくために必要である。

そこで、訪問型家庭教育支援の手法の実態把握と発展的機能の検討に基づき、訪問型家庭教育支援に必要な知識、技能、態度等を明らかにし、養成に必要なカリキュラム構造(目的・内容・方法・評価のあり方と関連性)を提示する。

あわせて、養成、採用、研修の各フェイズの実態についてあらためて把握し、先のカリキュラムの実施の時期や場面、方法など、その運用に関するより具体的な手順と実施方法についてのモデルを、調査研究を通じて開発することとする。

以下に、カリキュラムの整理のイメージを示す。

表3 カリキュラムイメージ (U=ユニット、1時間あるいは90分)

区分	題目	単位	内容
基本講義 8 講義 10 U	① 子育ての現状	1	広範な内容を短時間で扱うので、網羅的で教科書的な講義になりやすい。他の領域は自主学習に委ね、一つに焦点をしばって掘り下げた講義を心掛けたい。また、実技的な講習も他での研修や自己学習に託し、本研修では最新の研究の知見を分かりやすく伝えることに力点をおきたい。
	② 子ども家庭福祉	1.5	
	③ 子どもの発達	1	
	④ 保育の原理	1	
	⑤ 対人援助	1.5	
	⑥ 社会的養護と虐待	1.5	
	⑦ 子どものしょうがい	1.5	
	⑧ 緊急援助法	1	
演習 4 演習 10 U	⑨ 乳幼児の栄養	2	最新の研究成果を紹介しつつ、資料をもとに話し合いを深める形態を考えたい。ゼミ形式を念頭に置いている。
	⑩ 親性の形成への理解	2	
	⑪ 家庭的保育の課題	2	
	⑫ 子育てと地域の役割	2	
	⑬ 現代家族の変容	2	
実習 4 U	⑭ 現地実習・フィールドワーク	4	施設を訪問し、見学すると同時に、担当者との話し合いを行う
課題研究 6 U	子育ての現在	6	課題に応じて、短いレポートの提出を求め、各人が発表し、講評を受ける。終了後に1時間程度の交流会を予定。

(2) 調査方法

上記の業務を目的に沿って的確に遂行するため、以下の流れと方法で実施する

A. 訪問型家庭教育支援チームの実態調査と支援マニュアルの開発

① 文献調査、先行調査の実施

平成21年「訪問型家庭教育支援チームの取り組み事例集」、平成24年度文部科学省委託調査研究「地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」、平成26年「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～保護者等への学習機会の提供に関する実態調査～」など、既存の様々な実態調査報告書を文献調査として整理し、分析を行う。

また、ホームスタート・ジャパンなどの家庭教育支援以外のアウトリーチ型家庭支援手法、関係機関の連携事例、つどいのひろば等子育て支援の拠点の視点から子どもや親が集まる拠点を活用する方法などを、先行調査を通じて探る。

② 実態調査の実施・分析

訪問型家庭教育支援の実態調査を行い、統計ソフトによる処理が可能な部分については単純集計、クロス集計を行い、一覧表を作成する。

さらに、すでに作成されているマニュアルや様式、根拠となる要項なども収集し、それらを含めて調査結果の内容の分析を行う。

③ 類型に基づく事例調査の実施

上記の①、②の結果を踏まえて、特徴的な事例や有識者にヒアリングを行う。

事例へのヒアリングでは、表1の内容、実施方法、それぞれのプロセスなどに関して、アンケートによる量的調査だけでは十分に把握できない点について、実際に出向いて聞き取りを行う。

(ヒアリングを行う事項の例)

- ・ チームで完結せずに、他機関・他職種の各取り組みを報告する場が、自治体の仕組みとして存在するか
- ・ 気になる事例をどこかに挙げる機能が存在するか
- ・ 家庭の中での支援内容の実際 など

事例調査実施体制	教育行政型	福祉保健等協働型	市民活動型
	山野	渡辺	西郷

④ 支援マニュアルの開発 上記の調査の結果を踏まえて、支援マニュアル案を提案する。

B. 人材養成講座案の開発

① 文献調査による基本的な分析

これまでに実施されてきた関連する調査研究をレビューし、あわせて文献等の基礎資料にも当たりながら、養成講座設計に関する基本的な分析を行う。

② 実態調査の定量的分析に基づくカリキュラム構造の設計

本事業で実施する「平成27年度の訪問型家庭教育支援の実態調査」から定量的な分析を行い、訪問型家庭教育支援に必要な知識、技能、態度等を明らかにして、養成に必要なカリキュラム構造（目的・内容・方法・評価のあり方と関連性）を設計する。

③ 事例調査と有識者ヒアリングを実施し、養成講座案の検証

養成、採用、研修に特徴的な事例を実態調査から抽出し、ヒアリングによる事例調査を行うとともに、有識者へのヒアリングも実施し、養成講座案の妥当性を検証する

④ 人材養成講座の運用モデルの開発

①②③を踏まえて、人材の養成・再葉・研修の全体的なシステムの運用に関する人材養成講座のモデルを開発する。

(3) 業務のスケジュール

本業務は、以下のスケジュールで専門性の高い分担者によって、協力し合いながら対応する予定である。

業務の区分	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A① 文献調査、先行調査の実施	←→						
A② 実態調査の実施・分析		← 実施	→ 分析				
A③ 類型に基づく事例調査の実施			←→				
B① 文献調査による基本的な分析	←→						
B② 定量的分析に基づくカリキュラム構造の設計		←→					
B③ 養成講座案の検証と運用モデルの開発			←→				
A④ 訪問型家庭教育支援マニュアル案の作成					案作成	←→	完成
B④ 人材養成講座案の作成					案作成	←→	完成
家庭教育支援手法に関する委員会		◇	◇		◇		◇

(4) 成果物の内容

調査研究の結果を効果的に活用するため、成果物は以下の内容で作成する。さらに、必ず各地に届くよう全都道府県に郵送するところまで計画に入れる。

① 報告書

- ・文献調査、実態調査、事例調査という順序で、実施してきた手順、分析の方法や分析のプロセスを明示する。
- ・訪問型家庭教育支援に必要な知識や技術、関係機関との連携方策などを明らかにする。支援を行う人材の養成方策も明らかに示す。

② 訪問型家庭教育支援マニュアル

- ・効果的な訪問型家庭教育支援を実施するには、準備段階から何を用意し、どのような段取りで進めるのか手順から明らかにする。
- ・目的別、実施主体別、人口別、効果的な方法について、自治体がヒントを得られるように類型ごとに提示する。
- ・好事例として了解を得て、特徴的なイメージしやすい取り組みの写真等を入れる。
- ・構成は、訪問型家庭教育支援調査の目的、文献調査、実態調査、事例調査、モデル提示とする。

(3) 調査研究組織

氏名	勤務先・職名	勤務先所在地・電話番号
山野則子	大阪府立大学人間社会学研究科・教授	大阪府堺市中央区学園町1番1号 072-252-1161(代)
西郷泰之	大正大学人間学部・教授	東京都豊島区西巣鴨3丁目20番1号 03-3918-7311(代)
渡辺顕一郎	日本福祉大学子ども発達学部・教授	愛知県知多郡美浜町奥田 0569-87-2211(代)
松田恵示	東京学芸大学教育学部・教授	東京都小金井市貫井北町4丁目1番1号 042-329-7111(代)

**ひとり親家庭・多子世帯等
自立応援プロジェクト
(施策の方向性)
【概要】**

ひとり親家庭・多子世帯等の自立応援の方向性

現状と課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
〔 昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯) 〕
- これらの方の自立に向けて、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスが十分に行き届いていない
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
 - ・ 安定した就労による自立の実現といった課題がある。




方向性

- こうした課題に対応するため、
 - ① **自治体の窓口のワンストップ化の推進**
 - ② **子供の居場所づくり、子供やその家庭が抱える問題への対応**
 - ③ **子供の学習支援や親の資格取得支援**などのサービスの充実を進めるとともに、**経済的支援についても、財源確保と併せてしっかりと検討**を進めていく。
- 今後、さらに具体的な内容の検討を進め、年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定する。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト (施策の方向性)


- ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するため、自治体のワンストップ窓口の整備、子どもの居場所づくり、児童扶養手当、子どもの学習支援や親の資格取得支援など、各種施策を組み合わせて効果的に支援
- 年末を目途に財源確保を含めた政策パッケージを策定する。



生活を応援

- ・ **子供の居場所づくり**
学習支援や食事の提供も可能な居場所づくり
- ・ **児童扶養手当**
- ・ **養育費の確保支援**
離婚届書と同時に養育費の合意書ひな形を交付

など



住まいを応援

公的賃貸住宅や民間賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保、生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

など


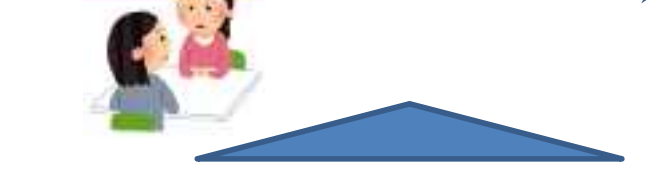


支援につながる

相談窓口のワンストップ化の推進

- ・ 窓口の愛称・ロゴマーク作成
- ・ スマホで窓口検索
- ・ 窓口で相談員が寄り添い型支援
- ・ 集中相談体制の整備
- ・ 生活困窮者自立支援制度の相談窓口との連携

など



学びを応援

- ・ **子供の学習支援の充実**
高校中退防止や家庭訪問に係る取組の強化、中退者の支援、中学生・高校生等への学習支援（地域未来塾・高校生未来塾（仮称））
- ・ **教育費の負担軽減の推進**
幼児教育の段階的無償化へ向けた取組の推進
奨学金事業の充実
- ・ **子供やその家庭が抱える問題への対応**
スクールソーシャルワーカーの活用 など

仕事を応援

- ・ **就職に有利な資格の取得支援**
高等職業訓練促進給付金等
- ・ **ひとり親全カサポートキャンペーンの展開**
出張ハローワーク！
マザーズハローワークでの支援
雇い入れた企業への助成金など

社会全体で応援

「子供の未来応援国民運動」を展開（支援情報ポータルサイトの開設、民間資金を核とした基金創設等）

施策の方向性①

支援につながる

※各事項について、今後、検討する

相談窓口のワンストップ化の推進

平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件とする。

- ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備する。
- ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めるため、**窓口の愛称・ロゴマークを公募により設定**する。
- 自治体内の各窓口における連携、支援ナビの活用、スマホで検索できる**支援情報ポータルサイトの活用**により、**ひとり親支援の相談窓口への誘導を強化**する。
- ひとり親の携帯メールアドレスを登録し、自治体からの定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約を受け付ける**携帯メールを活用した双方向型の支援**を実施する。
- 児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等**に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる**集中相談体制の整備**を支援する。
- ひとり親家庭が必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化
- 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

【その他】

- 自治体の窓口における相談の水準の向上



支援情報ポータルサイト

【郵便番号を入力してください】
□□□-□□□□

施策の方向性②

生活を応援

子供の居場所づくり

平成31年度までに、ひとり親家庭の子供の生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する。

ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う。



ひとり親家庭の生活安定・自立促進

平成31年度までに弁護士による養育費相談をすべての都道府県・政令市・中核市（112箇所）で実施する。
離婚届書のチェック欄「取決めをしている」の割合を70%にする。

- ひとり親家庭について、養育費の確保の支援を図るとともに、児童扶養手当の生活安定・自立促進の機能のあり方を再点検し、その結果を踏まえつつ、財源確保策と併せて、児童扶養手当の機能の充実について検討する。
- 養育費の相談支援の強化、パンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書との同時交付等の取組を行う。



- 【その他】
- 家事援助・保育サービスの充実
 - ショートステイ・トワイライトステイの充実
 - 母子生活支援施設の活用
 - 児童家庭支援センターの活用
 - 養育費確保支援（財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正）
 - 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し（利率のあり方等）
 - 生活福祉資金貸付制度の見直し（多子世帯等への教育支援資金等）



施策の方向性③

学びを応援

子供の学習支援の充実

平成31年度までに、ひとり親家庭の子供の生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する。
平成31年度までに、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を年間3万人（実人数）に提供する。
可能な限り早期に「地域未来塾」を5,000中学校区で実施するとともに、平成28年度から新たに高校生対象の未来塾を実施する。
平成28年度に、ICTを活用した「官民協働学習支援プラットフォーム（仮称）」を構築し、当該プラットフォームによる取組を開始する。

- ひとり親家庭の子供の高等学校卒業程度認定試験の合格支援を図る。
- 貧困の連鎖を防止するためには、生活困窮世帯等の子どもに学習支援を行うことが重要であり、その充実（高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進）を図る。
- 家庭での学習が困難で学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象とした、大学生や元教員など地域住民の協力による、原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援（高校生未来塾（仮称））を新たに実施する。
- 「官民協働学習支援プラットフォーム（仮称）」を構築し、上記の取組を含め、地域での子供の学習活動への積極的なICT活用を支援する。

教育費の負担軽減の推進

理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる。
日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を認められた者の割合を上げる。

- 幼児教育の段階的無償化へ向けた取組の推進、フリースクール等で学ぶ子供への支援、高校生等奨学給付金事業の充実、大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）や大学等の授業料減免の充実等を通じ、ひとり親家庭をはじめとした低所得世帯や多子世帯への支援の更なる充実を図る。

子供やその家庭が抱える問題への対応

平成31年度末までに、スクールソーシャルワーカーを1万人（全中学校区に1人）配置する。

- 学校を子供の貧困対策のプラットフォームとして、福祉部局等の連携を図ることにより、子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図るため、スクールソーシャルワーカーの活用を推進する。

【その他】 ○親の学び直し支援（家計管理等の講習会の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援）

○学校・福祉との連携によるアウトリーチ型家庭教育支援 ○学校給食実施率の向上 ○青少年の「自立する」力応援プロジェクトの実施 等 5

施策の方向性④

仕事を応援

就職に有利な資格の取得支援

高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度90%以上とする。

就職に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の機能の充実について検討する。



ひとり親全力サポート キャンペーンの展開

ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数を前年度以上とする。

- 毎年8月の児童扶養手当現況届時に、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施し、自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する。
- マザーズハローワークにおいて、ひとり親支援の体制整備を行う。
- ひとり親について、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げる観点から、雇い入れた企業への助成の充実について検討する。

- 【その他】
- ひとり親が利用しやすい職業訓練の実施
 - 職業訓練におけるEラーニング等の活用の促進
 - ジョブ・カードを活用した支援等の強化



施策の方向性⑤

住まいを応援

- 公的賃貸住宅や民間賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭やひとり親家庭の移住を促進する自治体に対する支援
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給



社会全体で応援

- 子供の未来応援国民運動の推進

支援情報の一元的な集約・提供、支援活動と支援ニーズのマッチング事業
地域における交流・連携事業の展開、民間資金を核とする基金創設（草の根で支援を行っている
NPO等に対して支援を行うに当たっては、民間資金による基金事業とともに、国としても、地方公共団体
の取組等への支援を検討） 等



子供の未来応援国民運動の始動(10月)

推進事務局

内閣府、文部科学省、厚生労働省及び日本財団を中心に構成

子供の未来応援国民運動 ホームページの開設

①支援情報ポータルサイト **情報を届ける**

国、都道府県、市町村等の支援情報が検索できる支援情報ポータルサイト

②マッチングサイト **連携を促す**

企業等による支援と、NPO等の支援ニーズをつなぐマッチングサイト

③子供の未来応援基金(仮称)のページ **支援を募る**

基金の事業概要等を紹介し、寄付をすることができる仕組みを構築

子供の未来応援基金(仮称)の創設

①未来応援ネットワーク(仮称)事業

草の根で支援を行うNPO等に対して支援を実施

②子供の家(仮称)事業

子供たちの居場所となる拠点を整備し、「生きる力」を育むプログラムを提供する

※民間資金による基金事業とともに、
国も、自治体等への支援を検討

国、自治体、民間の企業・団体等による応援ネットワークの形成
官公民の連携・協働により、すべての子供たちが未来に夢と希望を抱き、安心して暮らせる社会へ

**児童虐待防止対策強化プロジェクト
(施策の方向性)
【概要】**

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）の全体像

① 発生予防の強化

- ・ 児童虐待の相談対応件数は増加の一途
- ・ 児童虐待による死亡事例の4割強は0歳児

② 関係機関の情報共有による最適な支援

- ・ 国、都道府県（児童相談所）及び市町村の役割と責任の分担が不明確
- ・ 児童相談所・市町村が同じ視点で支援を要する児童に向き合っていない

③ 自立支援とフォローアップ

- ・ 社会的養護を必要とする児童は、自立に時間を要することが多い
- ・ 措置解除後も就業自立に結びつかないケースが多い

子育て家庭へのアウトリーチ型支援

役割の明確化を踏まえ、共通の判断基準によりアセスメントを実施

18歳到達後や施設退所後等の継続的な支援

現状の児童虐待発生件数

児童虐待発生件数

児童一人一人に対応した適切な支援メニューの提供

市町村で
児童相談所で

利用者支援事業

地域子育て支援拠点事業

養子縁組

里親

乳児院

児童養護施設

正規雇用で就職など、確実な自立へ

NPO、児童委員等の地域における民間とのパートナーシップの構築

④ 児童虐待防止対策の継続的な見直し

- 国、都道府県（児童相談所）及び市町村の役割と責任の分担及び介入と支援の在り方
- 司法の関与 ● 里親委託・特別養子縁組の推進 などについて、引き続き議論

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）の全体像

①発生予防の強化

望まない妊娠、若年者の妊娠等について、関係機関からの情報提供の新たな仕組み及び子育て家庭へのアウトリーチ型支援により、行政や民間と子育て家庭の接点を確保し支援につなげることで、児童虐待の発生を未然に防止する。

②関係機関の情報共有による最適な支援

虐待事案が発生した場合において、児童相談所、市町村などの関係機関が、共通の判断基準によりアセスメントを行う新たな仕組みを通じて情報を共有することで、全ての支援を要する児童に対し、質の高い最適な支援を実現。

③自立支援とフォローアップ

個々人の状況を踏まえて里親委託や養子縁組など家庭的な環境で養育することを推進するとともに、施設入所・里親委託等の被虐待児童について、個々人の発達に応じたテーラーメイド型の支援を行うとともに、新たに、施設退所児童等からの相談に応じるなど心の拠り所となる居場所づくりの推進等のフォローアップを行うことにより、確実な自立に結びつける。

④児童虐待防止対策の継続的な見直し

次期通常国会における児童福祉法等の改正法案の提出も念頭に検討を進めるとともに、これらの一連の対策が効果的に機能するよう、必要な検証を行い、定期的に見直しを行う。

民間との協働

- ・ N P O、児童委員等の地域における民間とのパートナーシップ構築
- ・ ソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）の活用
- ・ 民間事業者による取組モデルの収集

アウトリーチ型支援

- ・ 支援を要する妊婦・家庭の把握、支援
- ・ 安全確認のための支援
- ・ 在宅児童・家庭への支援

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）

※各事項について、今後、検討する。

① 妊娠期からの切れ目ない支援による発生予防

支援を要する妊婦の情報の確実な把握等

支援を要すると思われる妊婦を把握した学校、病院等の機関等が、市町村に対して通知。

子育て家庭へのアウトリーチ型支援

- ・ 様々な事情により行政機関や子育て支援拠点と自ら接点を持ちにくい家庭に対するアウトリーチ型支援。
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業について、里親家庭も対象であることを明確化した上で活用。

【その他】 ○子育て世代包括支援センターの全国展開 ○助産施設の周知の徹底 など

② (1) 児童相談所・市町村の体制整備と役割分担

児童相談所等の相談体制

法的知識を要する相談や心理面に配慮することが必要な相談に迅速かつ的確に対応するため、児童相談所や市町村の相談体制を整備し、専門性を向上。

初期対応の役割分担及び児童相談所から市町村への事案送致

迅速な初期対応を図るため、児童相談所・市町村間の共通アセスメントツールを活用するとともに、市町村が対応することが適当事案を児童相談所から市町村に送致。

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）

②（2）要保護児童対策地域協議会の機能強化

協議会設置促進・調整機関の専門性の向上

地域の関係機関等が連携して適切に対応するため、市町村の要保護児童対策地域協議会の設置促進、要保護児童対策調整機関の専門性を向上。

調整機関による対象児童の判断・協議不調時の主担当機関指定

- ・要保護児童対策調整機関が、児童の置かれている状況に応じた手厚い支援を行うため、協議会による支援等の対象児童か、利用者支援事業等の利用を促す児童かを判断。
- ・協議が調わない場合における調整機関による主たる支援機関の指定。

②（3）被虐待児童の早期発見と迅速かつ的確な対応

関係機関等による調査協力等

児童相談所や市町村から児童やその保護者の心身の状況等に関する資料等の提供を求められた場合に、学校、医療機関等は当該調査に対し協力。

緊急時の臨検・捜索手続の簡素化

虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保するため、緊急時における、都道府県による児童の家庭への臨検・児童捜索手続を簡素化。

- 【その他】 ○学校・医療機関における児童虐待対応の体制整備等 ○一時保護所の体制整備等
○一時保護所の第三者評価の在り方 ○民間の活用等による里親委託等の在り方 など

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）

③（１）親子関係再構築の支援

一時保護や措置の解除時の助言等

一時保護・施設入所等の措置の解除時において、第三者による今後の親子関係の在り方等に関する助言・カウンセリングを実施。

児童養護施設等による親子関係再構築支援

施設等入所中又は施設等退所後の児童とその保護者に対する当該施設等による親子関係再構築の支援。

【その他】 ○一時保護の延長の際の保護者関与 ○措置解除後等における継続的な安全確保措置 など

③（２）施設入所等児童の自立支援

18歳に達した者に対する支援の継続

積極的な保護や支援が必要な者への18歳到達後の支援。

施設退所後のアフターケアの推進

自立援助ホームの活用等を通じた生活支援や施設退所児童等からの相談に応じるなど心の拠り所となる居場所づくりを推進。

【その他】 ○自立支援計画に基づく効果的な進路指導等の実施 ○里親委託児童の自立支援の充実

児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）

民間の創意工夫の活用

官・民のパートナーシップの構築

官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

先駆的な取組手法の検討・導入

行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法を始めとした先駆的な取組を幅広く参考とした上で、児童福祉分野での効果的な取組手法を検討・導入。